

放送法施行規則の一部を改正する省令の概要

■ 放送法施行規則の一部を改正する省令

(1) 関連事業持株会社

- ・ 関連事業持株会社への出資の認可及び関連事業出資計画の認定における申請事項等を整備

【関連事業持株会社への出資認可】

申請書の記載事項

- 出資の額
- 出資の相手方
- 出資の理由
- 出資の方法

添付書類

- 出資の相手方の定款
- 出資の相手方の財務諸表及び事業報告
- 出資の相手方の役員に関する事項

出資の相手方が関連事業持株会社である場合の追加提出書類

- 協会が関連事業持株会社の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類
- 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類

子会社の場合
と同じ

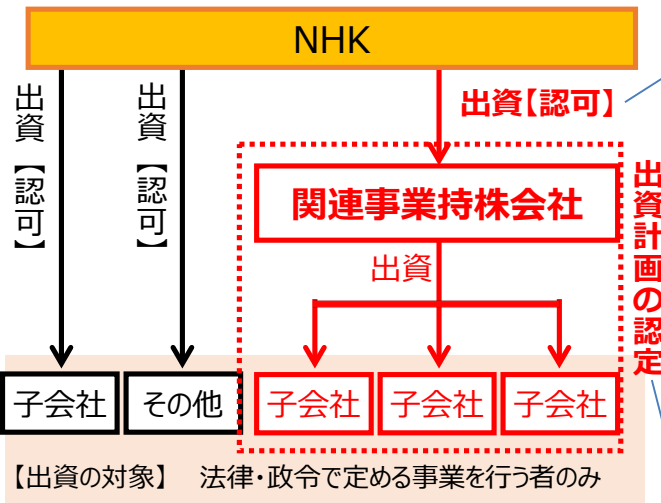
【関連事業出資計画の認定・変更】

関連事業出資計画の記載事項

- 出資の額
- 出資の相手方
- 出資の理由
- 出資の方法
- 出資の時期

添付書類

- 出資の相手方の定款
- 出資の相手方の役員に関する事項
- 出資の相手方の財務諸表及び事業報告
- 関連事業持株会社が当該出資の相手方の財務及び事業の方針の決定を支配していることを証する書類
- 協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行の確保に関する事項を記載した書類



(2) 割増金制度

- ・ 割増金の額の上限について、支払うべき受信料の額の2倍とすることを規定
- ・ 放送法施行規則第23条の受信規約の記載事項を整理